

令和7年2月20日付けの諸規程改正について

<改正内容>

① スタンダード及びラテンアメリカンの呼称変更に伴う規程改正

本年度より変更する。

スタンダード → ボールルーム
ラテンアメリカン → ラテン

上記の内容に基づき下記の規程を改正した。

競技規程

昇降級規程

選手規程

競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則

② 昇降級規程 第9条第1項改正

③ 選手規程 第3条第1項改正

④ 選手規程 第4条第13項、14項、17項改正

⑤ 選手規程 第9条改正

⑥ 競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則 第10条、第11条、第12条追加

※ 上記の②から⑥に関しては、赤字で記載した通りです。
改正後の下記の規程をご確認ください。

- 昇降級規程
- 選手規程
- 競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則

昇 降 級 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の定款第4条第2号、第3号及び第4号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(審議)

第2条 選手の階級は、委員会規程第2条第2項の昇降級審議委員会において、選手の成績により昇級又は降級を審議し決定する。

2 昇降級審議委員会は、前期昇降級審議委員会及び後期昇降級審議委員会とし、年2回開催する。

(1) 前期昇降級審議委員会は、前年度7月1日から当該年度6月30日までの成績に基づいて審議し、6月までの最終競技会終了後3週間以内に開催する。

(2) 後期昇降級審議委員会は、当該年度1月1日から12月31日までの成績に基づいて審議し、当該年度の最終競技会終了後3週間以内に開催する。

3 プロ、アマ、シニア及びグランドシニアの昇級基準は、別表1、2、3による。

別表1

【プロ】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第6条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B		
D → C	(2) 当該競技年度1月1日から12月31日までの 獲得点数が第6条第1項の必要点数に達したとき。	翌年の 1月1日

別表2

【アマ】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第7条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B		
D → C	出場組数の10%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級
ノービス→D	出場組数の20%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級

別表 3

【シニア及びグランドシニア】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第8条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B	(2) 当該競技年度1月1日から12月31日までの 獲得点数が第8条第1項の必要点数に達したとき。	翌年の 1月1日
D → C	出場組数の20%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級

(競技年度)

第3条 競技年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(適用競技会)

第4条 この規程は、中部日本ダンス選手権及び競技規程第2条第1項第2号の競技会について適用する。

(獲得点数)

第5条 競技規程第2条第1項第2号の競技会における、出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
2～ 5	4						
6～ 10	5	4	2				
11～ 20	6	5	4	2			
21～ 30	8	6	5	4	2		
31～ 40	10	8	6	5	4	2	
41～ 60	12	10	8	6	5	4	2
61～ 80	13	11	9	7	6	5	3
81～ 100	14	12	10	8	7	6	4
101～ 120	15	13	11	9	8	7	5
121～ 140	16	14	12	10	9	8	6
141～	17	15	13	11	10	9	7

2 第1項の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の範囲内において自己級の成績に換算して得点を与える。

3 第1項の競技会において、プロD級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

4 プロ混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
プロ	① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

5 アマ、シニア、及びグランドシニアの混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
アマ、シニア グランドシニア A、B級 B、C級	① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の範囲内において、自己級の順位に換算して得点を与える。 ② 第1項の出場組数21組以上の競技会において下位級の選手が準決勝に入賞したときは、第5位の獲得点数を与える。
アマ、シニア グランドシニア C、D級	① D級の選手が決勝に入賞し第1項の点数獲得組数の範囲内のときは、即日、C級に昇級する。 ② 前号において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級する。

6 プロB級選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1位	2位	3位	4位	5位	6位
10	8	6	5	4	2

7 前項の選手権においてC級又はD級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

(プロ昇級規定)

第6条 プロ・ボールルーム及びラテン選手の昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	ボールルーム	ラテン
D → C	15	12
C → B	25	18
B → A	30	20

(アマ昇級規定)

第7条 アマ・ボールルーム及びラテン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	ボールルーム	ラテン
C → B	25	18
B → A	33	25

2 アマノービス級ボールルーム及びラテン選手のD級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

ノービス級 → D級	
出場組数	昇級順位
2～7	1位のみ
8～12	2位まで
13～17	3位まで
18～22	4位まで
23～27	5位まで
28～32	6位まで
33以上	6位まで

3 アマD級ボールルーム及びラテン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D級 → C級	
出場組数	昇級順位
2～14	1位のみ
15～24	2位まで
25～34	3位まで
35～44	4位まで
45～54	5位まで
55～64	6位まで
65以上	6位まで

4 D級の選手がC級に挑戦し決勝以上に入賞したときは、第5条第1項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級する。

5 前項において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外の場合は、第6位まで、即日、C級に昇級する。

6 第5条第1項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級する。

7 競技会において、2種目以上を単科で行ったとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(シニア及びグランドシニア昇級規定)

第8条 ボールルーム及びラテン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	ボールルーム	ラテン
C → B	20	15
B → A	25	20

2 D級のボールルーム及びラテン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D級 → C級	
出場組数	昇級順位
2～7	1位のみ
8～12	2位まで
13～17	3位まで
18～22	4位まで
23～27	5位まで
28～32	6位まで
33以上	6位まで

3 D級の選手がC級に挑戦し決勝に入賞したときは、第5条第1項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級する。

4 前項において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級する。

5 第5条第1項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級する。

6 競技会において、2種目以上を単科で行ったとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(プロ降級規定)

第9条 プロ・ボールルームC級以上及びラテンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。但し、当該競技年度内の競技会出場義務回数は3回以上とし、これに満たない選手は次の降級規定に関わらず降級する。なお、出場申込後、出場組数が2組未満で競技が中止となった場合は、出場したものとみなす。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	当該競技年度内に、自己級準決勝以上に1回以上入賞する成績が得られなかったとき。
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過できなかったとき。

- 2 当該競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。
- 3 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。
- 4 当該競技年度途中(7月1日付け)で昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 5 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(アマ降級規定)

第10条 アマ・ボールルームC級以上及びラテンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	当該競技年度内に、自己級2次予選を1度も通過出来なかったとき、又は1次予選を2回以上通過できなかったとき。 但し、その競技年度内に8回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過出来なかったとき。 但し、その競技年度内に8回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

- 2 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。

- 3 当該競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。
- 4 D級登録選手が、当該競技年度内に1度も競技会に出場しなかったときは降級する。但し、当該競技年度途中でD級に昇級した場合には、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 5 当該競技年度途中でD級からC級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 6 当該競技年度途中(7月1日付け)でC級からB級に昇級した選手及びB級からA級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 7 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(シニア及びグランドシニア降級規定)

第11条 シニア及びグランドシニア・ボールルームC級以上、シニア及びグランドシニア・ラテンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。 但し、その競技年度内に5回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。
B → C	当該競技年度内に、自己級2次予選を1度も通過出来なかったとき、又は1次予選を2回以上通過できなかったとき。 但し、その競技年度内に4回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

降 級	降 級 規 定
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過出来なかったとき。 但し、その競技年度内に4回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

- 2 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。
- 3 当該競技年度内に当該級別競技会が5回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。

- 4 当該競技年度途中でD級からC級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 5 当該競技年度途中(7月1日付け)でC級からB級に昇級した選手及びB級からA級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 6 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めることのほか、競技選手の昇級及び降級に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 2月 13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 11月 10日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 5月 11日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 2月 20日からこれを施行する。

選 手 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の定款第4条第2号、第3号及び第4号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(選手の年齢制限)

第2条 アマチュア（以下「アマ」という。）、シニア、及びグランドシニア競技会に出場する選手の年齢制限は、次のとおりとする。

- (1) アマ競技会 男女共に満12歳以上のアマ選手。
(以下「アマ選手」という。)
- (2) シニア競技会 男女共に35歳以上のアマ選手。
(以下「シニア選手」という。)
- (3) グランドシニア競技会 男性55歳以上のアマ選手、女性の年齢は問わない。
(以下「グランドシニア選手」という。)

(選手の階級)

第3条 本法人に登録する選手の階級は、ボールルーム及びラテンに分けて、**プロフェッショナル**（以下「プロ」という。）、シニア及びグランドシニアは、A級、B級、C級、D級とし、アマはA級、B級、C級、D級、ノービス級とする。

2 選手の昇級及び降級は、本法人の昇降級規程によるものとする。

(登録義務)

第4条 選手は、定款第6条に定める管轄する区域の当該県の各ボールルームダンス連盟（以下「県連盟」という。）を通じて、本法人に選手登録しなければならない。

但し、ノービス級選手の登録は、任意とし選手登録をしないでノービス級競技会に出場できるものとする。

2 前項の競技会において決勝に入賞し昇降級規程によりD級の資格を得たノービス級選手のものうち、D級競技会に出場を希望する選手は、当該競技会終了後2週間以内に選手登録をするものとし、これを超えたものは無効とする。

3 アマ選手が選手登録するとき満16歳未満の場合は、保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

4 新規登録は、始めて競技会に出場する選手及び一旦資格を失った選手が再び資格を得たときにするものとし、競技年度の途中でも随時登録できるものとする。

- 5 継続登録は、すでに登録をしている選手が、その登録年度から次年度に選手資格を継続する登録とし、毎競技年度終了後1ヶ月以内にこれをするものとし、競技年度の途中で継続登録をしようとするときは、再登録とし新規登録と同様の手続きをするものとする。
- 6 新規登録及び継続登録は、カップルで登録するものとし、パートナーシップを解消したときは、登録を取消す。
- 7 前項の選手が新たにパートナーシップを組んで登録するときは、再登録とし新規登録と同様の手続きをするものとする。
- 8 ボールルーム、ラテン両セクションに登録資格を有している選手は、同一のパートナーでボールルーム、ラテンそれぞれに登録するものとする。
- 9 アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手が重複して新規登録するときの階級は原則として同級で登録することができる。
- 10 プロ選手の登録料は、ボールルーム、ラテンに分けてそれぞれ1カップル6,000円とし、アマ選手の登録料は、ボールルーム、ラテンに分けてそれぞれ1カップル5,000円とする。
但し、アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手がそれぞれに重複して登録する場合、2つ目以降の登録料は1,000円(1セクション、1カップル)とする。
- 11 登録申請記載事項に次の変更が生じたときは、変更届を提出するものとする。
 - (1) 所属県連盟又は所属の変更
 - (2) 所属教室の変更
 - (3) 住所変更、その他の変更
- 12 登録選手で、パートナーシップを解消したときは、パートナーシップ解消届を提出しなければならない。
- 13 公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「公益財団」という。)以外の組織に所属するプロ選手が、本法人に新規選手登録を希望するときは、所属しているその組織に退会届を提出したのち、本法人に選手登録願、誓約書及び退会届の写しを提出し、資格等統括委員会の承認を得て、新規選手登録することができる。
- 14 前項の登録は、その組織の階級を証明する書面を添えて、第5項に基づき登録しなければならない。原則としてその組織での階級と同級で登録することができる。
- 15 中部日本学生競技ダンス連盟(以下「中部学連」という。)所属選手が本法人に新規選手登録を希望するときは、学連主催の競技会の成績によりアマD級以上の階級で登録することができる。
- 16 小中高校生選手が本法人に新規選手登録を希望するときは、全日本級選手権大会等の小中高校生を対象とする競技会の成績によりアマD級以上の階級で登録することができる。
- 17 第4項、第9項、第15項及び第16項の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(競技会出場義務)

第5条 A級登録選手は、中部日本ダンス選手権に出場しなければならない。

- 2 前項において、やむを得ない理由のため、これに出場出来ない場合には、選手権欠場届を提出しなければならない。
- 3 上位級に挑戦する下位級の選手は、当日に開催される自己級に出場しなければならない。但し、中部日本ダンス選手権及び競技規程第2条第1項第2号の選手権に出場する選手は、当日に開催される自己級に出場する義務を負わない。
- 4 プロ、シニア及びグランドシニアC級以上、アマD級以上の登録選手で、病気又はけがで加療を要するため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて休場届を提出しなければならない。
- 5 前項の休場期間は、診断書の加療期間（1ヶ月単位）の2倍の期間とし、12ヶ月を限度とする。
- 6 プロ、シニア及びグランドシニアC級以上、アマD級以上の登録選手で、パートナーの妊娠のため、競技会に出場できない場合には、母子手帳のコピーを添えて産休届を提出しなければならない。
- 7 前項の産休期間は、出産予定日から12ヶ月後（1ヶ月単位）までの期間とする。
- 8 第5項及び第7項の期間中においても、継続登録をするものとする。

(出場申込)

第6条 競技会出場申込は、競技規程第9条により、出場料を添えて県連盟を通じて主管又は主催県連盟に申込をしなければならない。

- 2 欠場（出場申込締切日後に出場を取りやめる場合）又は出場取消（出場申込締切日以前に出場を取りやめる場合）をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催県連盟に提出しなければならない。

(全日本級選手権選考基準)

第7条 全日本級の選手権に出場する選手の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(移籍)

第8条 各公益法人広域加盟団体（以下「広域連盟」という。）間の移籍を希望する選手は、所属広域連盟に移籍願いを提出し承認を得たのち、移籍広域連盟の承認を得て、新規登録をしなければならない。

- 2 他広域連盟より本法人への移籍に伴う登録については、移籍前の階級と同級で登録する。

(転向)

第9条 **選手が**アマからプロに転向するときは、転向届を県連盟を通じて本法人に提出し、資格等統括委員会の承認を得たのち、新規登録をしなければならない。

2 選手がアマからプロに転向したときの級の変動は、次のとおりとする。

級 の 変 動	
アマ・級	プロ・級
S A	A
A	C
B以下	D

3 アマA級選手が転向する前の2競技年度内に、全日本級の選手権において準決勝に入賞しているときは、プロB級とすることができる。

4 選手がプロからアマに転向するときは、転向届を県連盟を通じて本法人に提出し次の各号の規定に則って資格等統括委員会の承認を得たのち、新規登録をしなければならない。

- (1) プロフェッショナルダンス教師の資格を返上してプロ活動を停止した後、資格等統括委員会において審議する。
- (2) 資格等統括委員会において審議した後、アマへの転向希望選手に転向条件を遵守する旨を通知し、これを誓約した後に転向を認め、競技年度明けより出場可能とする。

5 特別な場合で、本規程の適用によって対処できない事項に関しては、その都度、資格等統括委員会において審議して決定するものとする。

(留学及び研修)

第10条 海外に技術の習得を目的とした留学又は研修旅行及び海外で開催される競技会に出場を希望する選手は、海外旅行届を県連盟を通じて、本法人に提出しなければならない。

2 留学選手の条件は、次のとおりとする。

- (1) B級以上の登録選手であること。
- (2) 中部日本ダンス選手権において準決勝に入賞していること。
- (3) 期間が9ヶ月以上であること。

3 前項の選手の留学期間中は、昇降級規程の適用を受けない。

4 研修旅行する選手の条件は、第2項以外の選手とし、旅行期間中においても、昇降級規程の適用を受ける。

(引退)

第11条 現役を引退するプロ選手は、引退届を県連盟を通じて本法人に提出し、資格等統括委員会の承認を得なければならない。

(パートナー規定)

第12条 パートナーに関する規定は、次のとおりとする。

- (1) アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手のパートナーは、アマの女子に限る。
 - (2) プロ選手のパートナーは、限定されない。
 - (3) プロ、アマ、シニア、及びグランドシニア共に現役選手のパートナーは、その選手登録中は、他の選手の臨時パートナーはできない。
 - (4) 同性同志でパートナーシップを組むことはできない。
- 2 パートナーシップを解消した場合におけるパートナーに関する規定は、次のとおりとする。
- (1) 新しくパートナーシップを組んだものは、第4条第4項の登録をしなければならない。
 - (2) プロ、アマ共にS A級選手のパートナーであったものは、下位級のパートナーとなることはできない。

(表彰)

第13条 登録選手で、成績が優秀で次に該当する選手は、昇降級審議委員会の議決によりこれを表彰する。但し、最優秀賞と優秀賞は重複して表彰しない。

- (1) 特別賞 長期にわたり競技会に出場し、優秀な成績をおさめた選手が引退したとき。
- (2) 最優秀賞 当該競技年度の全日本級の選手権において優秀な成績をおさめたもの。
- (3) 優秀賞 当該競技年度の中部日本ダンス選手権及びこれに準ずる競技会において、優秀な成績をおさめたもの。
- (4) 躍進賞 前年度7月1日から当該年度6月30日までの間、又は当該年度1月1日から12月31日までの間に下記の成績をおさめたもの。
 - ①プロ、シニア及びグランドシニア選手は、D級から2階級以上昇級。
 - ②アマ選手は、ノービス級又はD級から3階級以上昇級。

(懲戒)

第14条 登録選手が次の各号の一に該当するときは、資格等統括委員会の議決によりこれを懲戒することができる。

- (1) 競技会の出場申込をしたものが、2度以上無届欠場したとき。
 - (2) プロ選手が本法人が公認していない競技会に、本法人の許可なく出場したとき。
 - (3) 審査員に対して、贈り物及び饗応等をしたと認められるとき。
 - (4) 競技選手として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 懲戒は、戒告、登録停止及び登録抹消の3種類とする。
- 3 前項の登録抹消については、資格等統括委員会において審議し資格委員現在数の4分の3以上の同意がなければならない。

4 前項の規定により登録抹消しようとするときは、資格等統括委員会においてその選手に弁明の機会を与えなければならない。

(復帰願い)

第15条 登録抹消の懲戒を受けた選手が、本法人に復帰を希望するときは、復帰願いを提出し、資格等統括委員会の承認を得なければならない。

2 前項において承認を得た選手は、第4条により新規登録をしなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めることのほか、選手に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 元年 12月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 5月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 5月12日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 2月15日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 2月20日からこれを施行する。

競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）競技規程第15条、昇降級規程第13条及び選手規程第16条の規定に基づき、ボールルームダンス競技に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(順位の判定)

第2条 競技の途中でダンスをやめた場合、カップルがフロアー上に残っていれば、踊っていることとみなす。フロアーから退場した場合は、棄権とみなす。（カップルの片方のみがフロアーから退場しても棄権とみなす。）

2 予選から準決勝での対応については、次のとおりとする。

- (1) 途中で退場した選手を全審査員が同じレベルで把握するのは難しいため、それぞれの審査員の判断で審査する。
- (2) 途中で退場したとしても、棄権扱いせずそのラウンドは出場したとみなす。
- (3) 2種目・4種目総合でケガ等により2種目目以降を最初から踊らない場合も棄権扱いとせず出場したとみなす。

3 決勝での対応については、次のとおりとする。

- (1) 踊りを途中でやめた選手がいた場合でもそれぞれの審査員の判断で審査するが、その曲が終了した時点で審査員長は審査員全員を集めて、踊りをやめたか退場したかの事実を確認し、審査員長がその取扱いについて決定する。
- (2) 踊りを途中でやめたと判断した場合は、その選手はその種目において最下位となる。（審査員長は、審査員全員にその指示をしなくてはならない。）
- (3) 退場したと判断した場合は、棄権とみなす。
（2種目・4種目総合の場合で、もし1種目目でフロアーより途中退場した場合は、その選手は2種目目以降出場する権利を失う。この場合、当該選手は、決勝に進出したこととならない。）

4 決勝において途中で踊りをやめ退場した選手は、競技会終了までに大会事務局へ退場届を提出しなくてはならない。

(最終予選の定義)

第3条 昇級基準上の最終予選の定義は以下とする。なおフリーパスも予選と見なす。

1 n次予選まで実施された場合は、n次予選を最終予選とする。（別表1）

- 2 一次予選の次が準決勝の場合は、出場組全てが最終予選進出とする。(別表2)
- 3 予選がなく準決勝から実施の場合は、出場組全てが最終予選を通過したものと扱う。(別表3)
- 4 予選、準決勝がなく決勝のみの場合は出場組全てが最終予選、準決勝を通過したものと扱う。(別表4)
- 5 出場組数に昇級率を乗じて昇級対象組数を算出した結果、1組未満(0.5～0.99組)となった場合は、昇級対象組数を1組とする。但し、競技の成立を必要条件とする。

(別表1)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
1次予選	予選
2次予選	予選
・	〃
・	〃
n次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

(別表2)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
1次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選進出とする

(別表3)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選まで通過とみなす

(別表4)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
決勝	順位

※出場組全てが準決勝まで通過と見なす

(中部日本学生競技会ダンス連盟所属選手の選手登録)

第4条 選手規程第4条第15項及び第17項に基づき、中部日本学生競技ダンス連盟(以下「中部学連」という。)所属選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本学生競技ダンス選手権大会(全日本選手権)
 - (2) 中部日本学生競技ダンスモダン選手権大会(中部モダン選手権)
 - (3) 中部日本学生競技ダンスラテン選手権大会(中部ラテン選手権)
 - (4) 種目別戦、八種目戦等の競技会
- 2 前項の競技会において得た成績に対する本法人登録級は、次のとおりとする。
- (1) 全日本選手権大会
 - ① 24位以内 C級
 - (2) 中部モダン選手権大会及び中部ラテン選手権大会等
 - ① 12位以内 C級
 - ② 24位以内 D級
 - ③ 上記以外 N級

- 3 各競技会の成績により本法人へ新規選手登録するときは、競技会の成績証明書を添付し、大会終了後3ヶ月以内に手続きを行うものとする。
- 4 前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。

(小中高校生選手の選手登録)

第5条 選手規程第4条第16項及び第17項に基づき、小中高校生選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。

- (1) スーパージャパンカップ選手権大会
 - (2) 日本インターナショナルダンス選手権大会
 - (3) 小中高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップ
 - (4) その他、小中高校生を対象とする競技会
- 2 前項の競技会において得た成績に対する本法人登録級は、次のとおりとする。
 - (1) 前項の第1号から第4号のどれか一つに入賞していることとする。
 - (2) 決勝に入賞したものはC級に、準決勝に入賞したものはD級に登録することが出来る。
 - 3 本法人への新規選手登録は、競技会の成績証明書を添付し、次の期日内に登録するものとする。
 - (1) 全日本級選手権大会の成績により登録するときは、大会終了後に手続きを行うものとする。
 - 4 前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
 - 5 男女共に満12歳以上、満16歳未満の者は、選手規程第4条第3項に基づき保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

(全日本級選手権等出場選手選考基準)

第6条 選手規程第7条に基づき、全日本級の選手権大会に出場する選手の選考基準は次のとおりとする。

- 2 全日本級選手権大会は、日本インターナショナルダンス選手権大会、J B D F プロフェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会、全日本選抜ダンス選手権大会とする。
- 3 この選考基準は、本法人主催選手権等にも適用することができるものとする。
- 4 本法人における全日本級の選手権大会に出場する選手の選考は、次のランキングにより選考する。但し、A級競技会は、オープン競技会を含む。
 - (1) プロ・ボールルームA級競技会ランキング
 - (2) プロ・ラテンA級競技会ランキング
 - (3) アマ・ボールルームA級競技会ランキング
 - (4) アマ・ラテンA級競技会ランキング
 - (5) プロ・ボールルームB級競技会ランキング
 - (6) プロ・ラテンB級競技会ランキング
 - (7) アマ・ボールルームB級競技会ランキング
 - (8) アマ・ラテンB級競技会ランキング

- 5 パートナーを変更した場合には、前パートナーとのランキング点数は、無効とする。
- 6 ランキング点数を算出する競技会は、中部日本ダンス選手権（以下「中部選手権」）及び中部日本級別ダンス競技会（以下「級別競技会」）とし、名古屋インターナショナルダンス選手権大会は含まない。
- 7 ランキング点数算出期間は、次の通りとする。
 - (1) 日本インターナショナルダンス選手権大会（6月中旬開催）
前年度前期中部選手権の次の競技会から、当該年度前期中部選手権までとする。
 - (2) J B D F プロ フェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会（10月頃開催）
前年度7月1日から、当該年度6月30日までの競技会とする。
 - (3) 全日本選抜ダンス選手権大会（2月下旬～3月上旬開催）
前年度1月1日から、12月31日までの競技会とする。
- 8 ランキング点数は、中部選手権における獲得点数に級別競技会における平均獲得点数を加算した点数とする。
- 9 級別競技会平均獲得点数は、級別競技会における獲得合計点数を出場した級別競技会の回数で割った平均の点数とする。
- 10 ランキング点数を算出するための獲得点数は、次の通りとする。
 - (1) 獲得点数

1位	24点
2位	22点
3位	20点
4位	18点
5位	16点
6位	14点
準決勝	7点

但し、出場組数が13組以下の場合は、上位6位までの獲得点数とする。
 - (2) 決勝において同点の場合には、獲得順位の獲得点数を与える。
 - (3) 決勝7組又は8組で順位が確定している場合には、7位以下は7点とする。
- 11 選考
 - (1) 第2項及び第3項の選手の選考は、出場組数枠に応じて、A級競技会ランキング及びB級競技会ランキングに基づき上位より順次決定する。
 - (2) 前号の選手選考は、原則として中部選手権に出場していること。

（コード教室の登録）

第7条 一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟の競技選手として登録、及び競技会の出場申込みをする際に必要となる教室コードナンバーを取得しようとする教室は、本連盟のコード教室に登録しなければならない。

(コード教室の登録資格)

第8条 コード教室の登録資格は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「公益法人」という。）の認定教室及び優良認定教室の登録及び運営に関する規定に基づき、J B D F 認定教室として登録しているもののうち、一般社団法人日本音楽著作権協会と音楽著作物利用許諾契約を締結している教室にあるものとする。

(コード教室の登録資格喪失)

第9条 コード教室が次の各号の一に該当する場合は、その登録資格を喪失する。

- (1) 営業を廃止したとき。
- (2) 公益法人の規定により教室登録簿から削除されたとき。

第10条 選手規程第4条第4項及び第9項に関して、本法人登録選手及び公益財団以外の組織に登録している選手が選手登録するときの階級は次のとおりとする。

	本法人での登録状況		登録級の決定	
本法人登録選手の場合	過去に登録したことがない場合		新規登録	アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。
	過去に登録したことがある場合	未登録期間が5年を超える場合	新規登録	アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。
		未登録期間が5年以内の場合	降級したクラスからの登録となる。	
公益財団以外の組織の登録選手の場合	過去に登録したことがない場合		新規登録扱いとし、公益財団以外の組織のクラスと同じクラスで登録できる。	アマ、シニア、Gシニアに重複登録する場合、同級で登録できる。
	過去に登録したことがある場合	未登録期間が5年を超える場合	新規登録扱いとするが、公益財団以外の組織のクラスの1ランク下のクラスで登録できる。	シニア、Gシニアに重複登録する場合、アマと同級で登録できる。
		未登録期間が5年以内の場合	降級したクラスからの登録となる。	

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 2月 15日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 2月 20日からこれを施行する。